## 主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

弁護人橋本清次郎の控訴趣意は同人提出の控訴趣意書に記載のとおりであるか、 れを引用する。 弁護人の控訴趣意(事実誤認、法令の適用の誤)についてある、 所論の要旨は、本件文書は選挙運動の文書で連盟の基本政策たる再軍備と戦後に 反対し平和を守る啓蒙宣伝文書であり、被告人の行為も政治団体たるのでとして 政治活動の一環として為であて選挙活動と何等名を表示したものでといる 政治活動の一環とは俗に苗字並に名前を併記したる。従つのまとは俗に苗字並に名がまます。 はできない。氏名とは俗に苗字並に名前を併記したる。 が大きない。氏名とは俗に苗字では表前を併記したる。 が大きない。氏名とは俗に苗字ででで表示してある。 はできますないのと一般常用されていて、のとの漢治ものではない。 が大きないのと一般常用されている。 か深いタテの仮名使の使用をしたものである。 のにものではない。 が本件文書を公職選挙法第百四四十六条の が本件文書を公職選挙法第百四四十六条の がたものではない。 が本件文書を公職選挙法第百四四十六条の 類と判断したのは事実を誤認し法令の 適用を誤ったものであるというにある。

しかし公職選挙法は選挙の公明且つ適正に行われることを確保するため選挙運動 に一定の規制を加えているのであつて、政治団体又はその構成員といえども、もと よりその規制の外にあるものではなく、たとい所論のように政治団体たるA労働組合政治連盟の政治活動の一環としてなされたものであつても、それがいやしくも公 職選挙法第百四十六条の文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限に 反すると認められる限り同条違反となることは明かである。原判決挙示の証拠によ ると被告人は原判決の認定したとおり、昭和二十八年四月十九日施行の衆議院議員 総選挙に際し北海道第三区から立候補したBを推薦支持したA労働組合政治連盟C 支部の情報宣伝部門担当の役員として、同連盟の基本方針に基く大衆啓発宣伝活動 文部の情報互伝部「担当の反反こと、同度無の金布力」に金、八次日元点に記載に従事していたものであることが明かであり、押収のビラー枚(昭和二十八年領第三十五号の第一号)によるとその上部に横書に「子のね顔・平和のために一票を」と掲げ、その下に、三行目に「たて」となる人を国会え!!」最後の行に「働く者の生活を守る「たて」となれ」という標句を掲げその「たて」の二字を殊更に大きの生活を守る「たて」となれ」という標句を掲げその「たて」の二字を殊更に大きないます。 初号ゴデック活字で表現したものであつて、前記選挙運動期間中である昭和二 十八年四月十六日頃、前記Bの選挙区たる函館市内において頒布したものであるこ 被告人は本件文書の「たて」はBの「B」に通じ二〈要旨〉重の意味をもつこと を意識していたことが認められる。そして、公職選挙法第百四十六条にいわゆる候 補者の</要旨>氏名は必ずしも候補者の氏と名を必要とするものでなく、客観的に候 補者が誰であるかということが特定できる程度の表示をもつて足るものと解すべきであるから本件の文書中の「たて」は暗に候補者Bの氏名を表示したものというべ く、以上を綜合すると本件文書は前記選挙に立候補したBの選挙運動のためにする 文書であつて、これを頒布した被告人の所為は公職選挙手法第百四十二条の禁止を 免れる行為としてなされたことが明かであり、明かに同法第百四十六条第一項、第 二百四十三条第五号に該当し、原判決には所論のような事実誤認又は法令の適用に 誤はないから論旨は理由がない。

よつて刑事訴訟法第三百九十六条により本件控訴を棄却すべきものとし、主文のとおり判決する。 (裁判長判事 原和雄 判事 山崎益男 判事 成智寿朗)